

## 平成 30 年度 山口県医師会事業計画

本年度は、診療報酬と介護報酬の同時改定にあたる。人口動態の変化を反映して、社会保障費は増大している。しかも平成 31 年 10 月の消費税 10%を前提にして、本来なら社会保障費にあてられるはずだった 2%アップ分に教育分が入ったことによって社会保障費が削減されることになり、財政的な基盤が損なわれつつある。

また、山口県の財政も厳しい状況と言えるが、このような状況下においても山口県医師会は山口県民の健康の安全・安心を守っていかねばならない。既に 2025 年問題に実質突入している中で、われわれは、地域医療構想や地域包括ケアに対応していく必要がある。

新専門医制度が 4 月より導入された。医師不足・医師偏在が簡単に解決されるとは考えにくい、県・都市と県医師会が一体となって、医学生・勤務医・女性医師との意思疎通が図られればと考えている。特に地域の第一線で奮闘されている「かかりつけ医」が燃え尽きない工夫が必要であり、他職種との連携がより良い医療の提供に繋がる不可欠なものと考えている。これからの医療は治療だけでなく、疾病予防の観点からも必要性が叫ばれる。

今や時間的余裕はなく、維新 150 年の節目の年にあたり医師会自体の改革は最重要項目であり、新しい山口県医師会が築き上げられる必要がある。そこで、山口県医師会も次の時代を見据えた組織作りと人材の発掘を必要とされており、会員諸氏のご協力・ご理解がなくてはならず、改めてお願い申し上げる次第である。

- 1 医師会立看護学校の存続
- 2 特定健康診断の受診率の向上
- 3 医学生・研修医の県内定着促進
- 4 診療報酬・介護報酬同時改定に対する迅速対応
- 5 地域包括ケア促進の医師確保
- 6 都市医師会・関係団体との連携

- 7 山口大学との連携
- 8 広報活動の会員への浸透・理解
- 9 医療事故調査制度の一層の充実
- 10 災害救急医療の実践的研修

### I 実施事業

#### —地域医療・保健・福祉を推進する事業—

#### 1 生涯教育

加藤常任理事 白澤理事  
清水理事 山下理事

日本医師会生涯教育制度における平成 28 年度山口県の取得率は 66.8%で、全国平均の 60.2%を上回った。新専門医制度が今年度からスタートすることもあり、セミナーでは生涯教育の単位に加えて、専門医の認定・更新に必要な共通講習の単位を引き続き取得していく。

山口県医学会総会は下松医師会の引き受けで開催する。また、別会場では山口大学医学教育学講座の協力で、将来、医師を目指している中高生、将来の仕事を模索している中高生などを対象にした医師の職業体験事業を開催する。

新医師臨床研修制度において、研修医の指導にあたる医師を養成するために開催している「指導医のための教育ワークショップ」は 15 年目を迎え、県内の地域医療において幅広く指導医の養成が必要であり、引き続き開催する。

体験学習は実地演習を含んだ体験参加型の研修であり、山口大学医学部・山口大学医師会の参加・協力を得て積極的に運営していく。

また、勤務医を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、勤務医部会の企画・協力による生涯研修セミナーを本年度も開催する。

山口県医学会誌を例年通り発行する。

- (1) 日本医師会生涯教育制度のさらなる推進
- (2) 山口県医師会生涯研修セミナー・日本医師会生涯教育講座の開催

- (3) 山口県医学会総会の開催
- (4) 指導医のための教育ワークショップの開催
- (5) 体験学習の開催
- (6) 日医生涯教育協力講座 セミナーの開催
- (7) 新専門医制度や日医かかりつけ医機能研修制度の推進
- (8) 勤務医に対する生涯教育の一層の推進
- (9) 山口県医学会誌の発行
- (10) 各地区医学会、山口大学医学会の活性化

## 2 医療・介護保険

萬常任理事 清水理事  
 船津理事 前川理事  
 山下理事

平成 30 年度の診療報酬改定率は、薬価制度の抜本改革の影響があり全体でマイナス 1.19%であったが、本体はプラス 0.55%（医科プラス 0.63%）となった。政府の社会保障費の自然増（概算要求で 6,300 億円）を約 5,000 億円に抑える方針が継続しており、平成 30 年度はその最終年度にあたる。

改定の中身については、「紹介状なしの初診患者に 5,000 円以上の追加負担を求める大病院の対象を、500 床以上から 400 床以上へ拡大」「地域包括ケアシステム構築のための取組み強化」「国民の希望に応じた看取りの推進」「ICT 等の将来の医療を担う新たな技術の着実な導入」「リハビリテーションにおける医療と介護の連携の推進」や「薬価制度の抜本改革の推進」等であり、医療保険・介護保険の同時改定となった本改定の影響については検証していくことが必要である。医療保険を取巻く問題は引き続き山積しているが、迅速な情報収集を行うとともに、広く会員の意見を反映して対応していく。

具体的活動として、中国四国ブロックにおける医療保険に関する協議会を年 2 回の頻度で開催し、各県と共同で意見を積み上げること及び中医協において適正に議論されるよう、日本医師会の診療報酬検討委員会へ積極的に意見を提出していく。

保険請求の審査、保険指導等への対応は従来どおり迅速に行う。また、郡市医師会保険担当理事

と医師会から推薦している審査委員（社保及び国保）との協議を積極的に進めて、保険審査が機械的ではなく、医学的見地及び地域医療の実態に則したものが継続されるよう対応していく。

行政による保険指導等については、個別指導における立会を引き続き充実させる等により、会員に不利益が生じないよう継続して対応する。

## 医療保険

### (1) 郡市医師会保険担当理事協議会の開催

各郡市医師会に寄せられている医療保険上の質疑及び意見要望に対して、可及的速やかに問題解決できるように努める。また、新点数の評価や従来点数の不合理についても協議し、次期改定に反映させるように日医へ要望していきたい。保険審査、保険指導についての会員の意見、要望も涉猟し協議していく。

### (2) 社保・国保審査委員連絡委員会、審査委員合同協議会等の開催

社保と国保の審査較差是正や診療報酬の疑義解釈を主な目的として開催している。いまだ審査委員会間の較差があることが会員からも指摘されており、必要に応じて回を重ねていきたい。協議内容については速やかに医師会報に掲載し、会員への周知徹底を図っていききたい。また、医師会推薦の審査委員（社保・国保）による打合会を継続し、会員から提出された審査上の問題点について、きめ細かな対応を図っていく。

### (3) 新規会員への研修会の実施

県医師会の新規会員に対して、保険診療についての理解を深めるために、研修指導を行う。

### (4) 個別指導への対応

個別指導の対象は審査支払機関、保険者などからの情報と高点数によるもの等があり、行政の選定委員会が選定する。県医としては個別指導に立ち会い、指導内容や指導事項が適切であるか確認を行う。また、保険委員会の中で指導医とも協議し、効果的かつ公平性のある保険指導が実施されるよう求めていく。

## (5) 中国四国社会保険研究会等への参加

会員からの保険診療に関する意見、要望を日常的に集約し、重要な課題についてはこの研究会で当県の要望事項あるいは協議事項として討議し、日医へ上申していきたい。

## (6) 行政や関係団体との連携

山口県医療関係団体連絡協議会では各関係団体との連携を図るとともに、医師会の意見や立場を主張していきたい。また、関係行政との協議でも医師会の考え方が正しく伝わるように鋭意努めたい。

## (7) 保険指導対応セミナーの開催

中国四国厚生局及び県による個別指導等の指摘事項について、各医療機関の対応に不備が生じた場合は行政処分の対象となるため、複雑な保険ルール及び施設基準等を分かりやすく情報提供し、各医療機関の適正な保険診療に向けてサポートすることは医師会の重要な使命となる。そのため、対象者は会員のみならず事務職員も含めたものとし、個別指導等の指摘事項の状況（ピアレビューを含む）、行政処分の状況及びその対応方法について分かりやすく説明する保険指導対応セミナーを開催する。

**介護保険**

本年度は介護報酬が改定されたことから、医療機関のかかわる項目について会員への周知を行いたい。併せて、医療の延長線上には介護があるとの基本理念から、地域医療に混乱を招くことがないように対応していく。特に在宅医療に関しては、その重要性は一段と高まる。また、慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ新たな施設として、平成 30 年 4 月 1 日より「介護医療院」が創設されるため、既存の介護療養病床からの転換状況に留意しながら、適宜対応していきたい。

地域ケア会議や主治医意見書記載のための主治医研修会などの行政と話し合える場への会員の積極的な参加を促し、下記の研修会等を開催する。

なお、介護関係の協議会については、関係者の情報共有がスムーズに図れるよう開催する。

## (1) 郡市介護保険担当理事協議会の開催

## (2) 介護保険対策委員会の開催

## (3) 介護支援専門員協会・訪問看護ステーション協議会との協議会の開催

## (4) かかりつけ医認知症対応力向上研修会の開催

## (5) 認知症サポート医フォローアップ研修の開催

## (6) 主治医意見書記載のための主治医研修会の開催

## (7) 病院での主治医意見書記載のための研修会開催

## (8) 山口県介護保険研究大会への協力

## (9) 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会の開催

## (10) 郡市地域包括ケア担当理事協議会への参加

## (11) 在宅医療と介護の連携事業

**労災保険**

労災保険は健康保険と異なり、労働災害に対する労働者への一種の補償である。日医では本来あるべき姿に戻すべく、労災保険の抜本的改正を検討中とのことであるが、いまだに健康保険に準拠した形で施行されているため、労災保険の特殊性を考慮した労災診療報酬体系の提言を労働局に対して行いたい。なお、現行の労災保険における医療費請求の審査は、労災保険診療委員に引き続きお願いし、対応していく。

労災保険医療委員会は郡市労災保険担当理事協議会の運営等、労災保険診療問題について対応していく。また、労働局との連携を密にし、労災保険に対する理解を深めるよう努力し「労災診療費算定実務研修会」を今年度も開催する。

**自賠責医療**

山口県医師会自賠責医療委員会を開催し、自賠責医療の適正化を図る。トラブル事例数は減少傾向にあるが、安易な健保使用や支払遅延、柔道整復師問題等のトラブル報告があるため、山口県自動車保険医療連絡協議会を適宜開催し、各医療機関から提出されたトラブル事例について協議し、円滑な解決を図っていく。また、中国四国医師会連合総会において各県とトラブル事例を検討、協議し、日医へ必要な対応を要望する。



自動車保険医療連絡協議会に参入していない損保会社についてもそれぞれ協議を行い対処していく。

- (1) 郡市労災・自賠責保険担当理事協議会の開催
- (2) 労災保険医療委員会の開催
- (3) 自賠責医療委員会の開催
- (4) 山口県自動車保険医療連絡協議会の開催

### 3 地域医療

弘山常任理事 白澤理事  
香田理事 清水理事  
前川理事 山下理事

「医療介護総合確保推進法」により、2025 年に向けた医療・介護は、効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築が求められている。また、平成 28 年 7 月に策定された地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携の推進、在宅医療提供体制の確保など、各地域の調整会議や地域医療対策協議会で議論されているところである。こうした中、圏域全体での医療機関の役割分担や連携体制も含めた方向性との整合性をはかりながら、まずは各医療機関が自主的に検討していくことが重要である。

県医師会としては、地域における保健・医療・福祉の連携と、医師会が中心となった医療関係職種との連携を推進し、かかりつけ医機能を中心とした診療所や病院によって担われる地域医療の更なる充実を目指していく。また、地域が抱える課題は地域によって異なるため、地域の実情に沿った取組みを推進し、各郡市医師会との緊密な連携をとおして支援していく。更に、高まる医療需要に対応するため、医師確保・定着を図るための取組みを総合的に実施する。

#### 地域医療

##### (1) 保健医療計画の推進

地域における医療提供体制の充実と整備促進に向けて、主に以下の項目について、郡市地域医療担当理事協議会、地域医療計画委員会等で協議し、県医療対策協議会、医療審議会において、提言・要望をしていく。

- ① 改定された第 7 次保健医療計画に沿った目標値や施策に対応していくとともに、逐次地域の実情を把握して、課題を抽出していく。
- ② 各圏域に設置された地域医療構想調整会議での医療機関相互の協議と医療機関による自主的な取組みが円滑に進められるよう、各圏域の検討状況や課題を把握し、課題解決に向けた取組みを提言していく。
- ③ 地域医療介護総合確保基金は、地域医療の確保に必要な事業を地域から汲み上げて、地域の実情に即して円滑に実施できるよう提案していく。特に従来为国庫補助による振替事業は、引き続き十分な予算確保を県及び日医へ要望し、国にも働きかけていく。
- ④ 地域の医療機関が診療ネットワークを形成し、急性期から慢性期、慢性期から急性期への患者の流れをスムーズにし、住民のための医療提供体制となるよう、病診連携室、訪問看護ステーションや介護支援専門員と連携して、病・病連携、病・診連携を推進する。
- ⑤ へき地医療の確保には、関係会議等に出席し、引き続き県行政と協力して取り組む。

##### (2) 救急・災害医療対策

救急医療は医療の原点であり、救急医療に携わる医師の過重労働による疲弊に配慮しながら、救急医療体制を確保することが地域医療の重要課題である。加えて、近年は高齢者の増加等によって救急搬送件数も増加し、救急医療後の転送先の確保困難事例や、認知症患者における搬送先医療機関の選定困難事例が生じ、高齢社会の進展が救急医療にも大きな影響を与えている。

災害発生時の急性期及び発災 72 時間以後の亜急性期・慢性期への対応、小児救急医療体制の充実、「メディカル・コントロール (MC)」体制の強化、救急医療を終えた患者の後方医療体制の確保、さらには新型インフルエンザ等の感染症や生物・化学兵器テロへの臨機応変な対応など、医療関係機関と連携を図ると同時に、有効な施策や財源等、国や県行政へ求めていく。

##### ① 初期救急医療について

現在設置されている 5 つの地域 MC 協議会が

円滑に運営されるよう協力、支援し、救急搬送・救急医療体制を地域医療の連携に位置づけていく。また、在宅当番医制、休日・夜間急病センターの一層の充実を図る。

山口県ドクターヘリの運用には、基地病院の山口大学医学部附属病院が円滑な運航体制を取れるよう、地域医師会や県行政と支援していく。また、一般市民の救急初療のレベルアップを図るため、引き続き「市民のためのAED講習会」の開催を促進する。

#### ②小児救急について

夜間における子どもの急病や服薬等の相談に対応する小児救急医療電話相談事業引き続き円滑な事業運営に取り組むとともに、小児救急医療対策協議会において事業評価などを協議・検討していく。

小児救急医療啓発事業及び小児救急地域医師研修事業について、各地域での実施を促進し、小児救急医療支援事業の一層の推進について、県小児科医会、郡市医師会と連携して、県行政と協議していく。

#### ③検死（検視・検案）体制について

検視立ち会い医師を確保し、検案する能力を担保していくため、山口県医師会警察医会を中心に研修会を企画・実施し、警察、歯科医師会、消防、海保等との連携を図る。また、多数死体発生時の検視・検案の派遣要請へ対応するため、警察・歯科医師会等との合同訓練に参加していく。

#### ④災害医療体制について

先の東日本大震災及び熊本地震を経験し、初動期の医療救助活動の充実に加え、急性期以後の避難所・救護所等における医療や健康管理及び被災地の病院・診療所への支援の重要性が明らかとなった。

県が設置した「県災害医療コーディネーター」に積極的に参画し、DMAT・医師等の派遣調整、患者の搬送・受入調整、その他災害時の医療提供体制の確保に関する必要な助言及び調整に努める。

また、「JMAT やまぐち」の事前登録を引き続き進めるとともに、研修会及び実践的な訓練

を企画して実施する。

#### (3) 医師確保対策

地域や診療科間の医師の偏在による医師不足の解消が課題となっているため、県医師会のドクターバンクや男女共同参画部会、専門医会等と連携をとりながら対応していく。

また、将来にわたっての医師確保・定着は喫緊の課題となっている。従って、さまざまなステージにおいて、山口県の医療環境等の魅力をPRするため、新たに中高生の職業体験、医学生の県内定着対策に取り組む団体への支援などを行う。

#### (4) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの実現には、医療関係の多職種連携だけでなく、介護・市町行政との体制づくりが必要である。特に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために在宅医療の推進が求められているが、医師の高齢化等もあり、迅速な対策が必要である。また、個々の医療機関の在宅医療（訪問診療・往診）への取組みの実態、及び各地域での在宅医療のニーズも随時把握していく必要がある。

県医師会では、地域包括ケア担当理事会議を定期的で開催し、国や県の情報及び各地域での取組事例を情報収集、情報提供し、全県的な取組みを行い、引き続き郡市医師会の取組みを支援する助成事業を行う。

#### (5) 有床診療所対策

有床診療所は県民にとって、身近で気軽に相談ができ、緊急時の入院も可能であることから、地域にとっては頼りになる存在である。有床診療所における早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し、在宅医療の拠点とした緊急時の対応や看取りといった機能は、今後ますます期待される。こうした機能が安定的・継続的に果たせるよう、有床診療所部会を中心に取り組む。また、今年度は全国有床診療所連絡協議会総会を本県引受により開催し、実りある大会としていく。

## 地域福祉

福祉領域は、障害者福祉、高齢者福祉、児童・母子福祉など広範囲にわたるため、地域保健部門とも連携していく。

## 4 地域保健

藤本常任理事 今村常任理事  
香田理事 船津理事  
前川理事 山下理事

少子高齢化の更なる進行による人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患等の非感染性疾患の増加など、地域保健を取り巻く環境は大きく変化している。

地域保健では、妊産婦・乳幼児保健、学校保健、成人・高齢者保健、産業保健の 4 部門について事業を継続して実施している。健康寿命の延伸を図るには、生涯を通じた健康づくりが必要であるため、今年度も 4 部門を一つの流れとして捉えて事業を進めていく。

成人・高齢者に対する健康教育などの周知啓発も必要であるが、特に、学童期・思春期から健康教育を行い、正しい生活習慣を確立することが、将来の生活習慣病に対する予防と考えられる。また、健康増進・疾病予防から医療へ効率のよい連携を構築していかなければならない。

本県では、「健康やまぐち 21 計画（第 2 次）」により、県民の健康づくりのための取組みの基本方針が示されている。行政との連携を密にしてそれぞれの事業評価を進めるとともに、事業効果がいっそう高まるように積極的に関与し、住民が健康やかな生活を営むことができるような疾病発生の予防に努めていく。

## 妊産婦・乳幼児保健

本県では、定期予防接種を広域化して実施している。広域予防接種については、関係者との合同会議で意見交換を行い、事業を円滑に進めていく。また、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンについても、「任意接種」から「定期接種」への位置付け、費用の助成（無料化）を働きかける。

市町が行う妊産婦・乳幼児健診事業についても、費用の調整などを関係者と協議し、円滑に実施できるよう協力していく。

子どもの虐待やいじめに関しては、研修会の開催をはじめ、自治体と協力して防止に取り組む。

- (1) 郡市医師会妊産婦・乳幼児保健担当理事協議会・関係者合同会議の開催
- (2) 妊産婦・乳幼児健診事業における各市町・各郡市医師会との調整
- (3) 予防接種医研修会の開催
- (4) 広域予防接種事業における県、各市町、各郡市医師会との調整
- (5) 小児保健・医療にかかわる県事業への協力
- (6) 乳幼児虐待防止に関する医療連携の構築
- (7) 虐待防止研修会の開催（山口県産婦人科医会と共催）

## 学校保健

子どもたちを取り巻く社会環境の変化や複雑化に対応するべく、学校医部会を中心に学校保健の向上、推進を図る。学校医研修会の開催、学校医活動記録手帳の活用を通して、学校医活動の活性化を図る。

また、学校健康診断項目の変化を踏まえ、時代に合わせた「学校医の手引き」の改訂作業を行う。

学校心臓検診検討委員会では、引き続き学校心臓検診システムの検討・分析や、精密検査受診票の疑義照会、精密検査医療機関研修会を開催する。あわせて、最近の知見を取り入れた「心電図判断基準」の改訂を行う。

また、郡市医師会での取組みを支援する観点から、引き続き学校医等研修会及び小児生活習慣病予防対策への助成を行う。

- (1) 学校医部会役員会・総会の開催
- (2) 郡市医師会学校保健担当理事協議会・学校医部会合同会議の開催
- (3) 学校心臓検診検討委員会・精密検査医療機関研修会の開催
- (4) 学校医研修会の開催
- (5) 郡市学校医等研修会及び小児生活習慣病予



## 防対策への助成

- (6) 全国、中国地区学校保健・学校医大会、若年者心疾患・生活習慣病対策協議会への参加
- (7) 学校医活動記録手帳の活用
- (8) 「学校医の手引き」の改訂
- (9) 「心電図判断基準」の改訂

## 成人・高齢者保健

健康寿命の延伸を図るには、疾患の早期発見・早期治療が重要であり、そのためにも、特定健診やがん検診の受診率向上が重要である。しかし、山口県の特定健診の受診率は低く、市町村国保集計では全国最下位となった。医師会として、関係者と連携し、受診率向上に向けた関係者会議を開催し、課題等の共有及び対応策等の検討を行う。同様に、がんによる死亡率を減らすがん検診の事業効果を高めるため、がんの早期発見、早期治療に結びつく精密検査の精度を一層高めていく。また、「がん対策推進基本計画」において進められている緩和ケア研修への協力、県民が受診しやすい環境づくりを推進するための休日及び平日夜間がん検診体制の整備、がん登録の推進に協力する。併せて、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正による胃がん検診の胃内視鏡検査の追加等に対応した研修会を開催する。

健康保持増進は本人の自覚によるところが大きいため、県民に対する周知啓発も重要となってくる。例年同様、健康教育テキストを作成し、その活用を進めるなどの拡充に一層努める。また、健康スポーツ医学委員会が企画する実地研修を通じて、健康スポーツ医の資質向上を図り、地域住民の健康増進へ寄与する。一方、疾病の具体的な周知啓発、予防等のため、糖尿病対策推進委員会を中心に糖尿病対策に積極的に取り組む。糖尿病療養指導の正しい知識や技術の習得を目的として、山口県糖尿病療養指導士講習会を開催し、「やまぐち糖尿病療養指導士」を認定するとともに、有資格者に対するレベルアップの講習会も開催する。

感染症対策については、新型インフルエンザ等感染症に備えた医療体制の確保、特定接種及び住民接種の体制整備等を進め、会員への情報提供に

努める。また、近年確認されている麻しん、鳥インフルエンザ等について、引き続き感染症発生動向調査（サーベイランス）を注視する。そのほか再興感染症、動物由来感染症等の動向についても常時監視するとともに、地域医療担当や、行政とも密な連携を取りながら不測の事態に備える。

- (1) 郡市医師会成人・高齢者保健担当理事協議会の開催
- (2) 特定健診・特定保健指導の推進  
郡市医師会特定健診・特定保健指導担当理事協議会及び関係者合同会議の開催  
受診率向上に向けた関係者会議の開催
- (3) 糖尿病対策の推進  
山口県糖尿病対策推進委員会の開催  
山口県糖尿病療養指導士講習会の開催  
「やまぐち糖尿病療養指導士」レベルアップ講習会の開催  
世界糖尿病デーイベントの企画・運営
- (4) 健康スポーツ医の資質向上  
健康スポーツ医学委員会の開催  
健康スポーツ医学実地研修会の開催
- (5) 健康教育テキスト（テーマ「リウマチ」）の作成、ホームページ上での公開
- (6) がん対策推進への協力、がん登録の推進  
休日及び平日夜間がん検診体制整備支援事業の協力  
緩和ケア医師研修会の開催  
胃内視鏡検診研修会の開催
- (7) 新型インフルエンザへの対策
- (8) 感染症発生状況への注視と動物由来感染症の動向の常時把握
- (9) 禁煙推進委員会の開催

## 産業保健

近年、高齢化の進展等により、一般健康診断の有所見率が5割を超えるなど、健康上何らかの問題や疾病を抱える労働者が増加する傾向にある。一方で、診断技術や治療方法の進歩により、疾病を抱えていても離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けることができるようになり、事業場における治療と職業生活の両立支援体制の

構築が重要となっている。

事業場の状況を日ごろから把握し、信頼関係を構築している産業医の積極的な関与が今後ますます必要になってくることから、産業医が現場で役立つ研修を山口労働局、山口産業保健総合支援センター、山口県産業医会と連携して実施する。

- (1) 山口産業保健総合支援センターとの連携
- (2) 山口労働局及び関係機関との連携
- (3) 産業医部会への協力
- (4) 新規産業医養成及び認定産業医更新のため産業医研修会の開催及び充実
- (5) 郡市医師会産業保健担当理事協議会の開催

## 5 広報・情報

今村常任理事 中村理事  
山下理事 白澤理事

広報事業として、医師会員に対する対内広報は、県医師会の方針を会員に周知し、広く賛同を得て、医師会活動を円滑に行うために重要である。一方、対外広報は、県民に医師会の活動を知ってもらう唯一の手段として極めて大切である。

対内広報活動としては、会員に対して会報を発行し、本会の方針や伝達事項などの周知徹底を図っており、緊急を要する伝達事項は、状況に応じインターネットと一斉 FAX 通信を使い分け、全会員に確実に情報を届けるよう心掛けている。また、対外広報活動としては、県民に本会の施策、事業の理解を深めてもらうため、会報をホームページ上に公開するとともに県民公開講座及びフォトコンテストの開催、県行政並びに報道機関との懇談会等を通じて、県民医療の向上、健康意識の啓発を目指している。

また、今年度は昨年度から検討している県民により親しみをもってもらうための県医師会のシンボルとなる「キャラクター」の作成に力を入れるとともに、同じく昨年度から行っている県民への「山口県医師会の活動等に関するアンケート調査」を通じて本会の活動を効果的に広報し、県民とともに活動する場を増やす等、広報活動に更なる努力をしていく。

医師会の情報部門としては、早期に各種の情報

を収集し、その対応を総合的に検討し、会員に正確な情報を迅速に伝達することが重要である。また、IT 化については、費用対効果やセキュリティに十分配慮した簡便なシステムを構築することが必要であり、今後も郡市医師会との検討や情報提供を続ける。

### (1) 会報誌面の充実

会報は対内広報の最も重要な柱であり、多くの会員に読んでもらえるよう、毎月開催している広報委員会にて検討し、内容を充実させる努力を続けている。会議や講演会などの報告記事のほか、本会行事の案内及び国や県のお知らせも掲載している。その他、旬な話題や喫緊課題とその対応等を速やかにわかりやすく掲載するなど、医師会活動の重要性についても理解を深めてもらえるよう心がけている。昨年度、会員へ行ったアンケートに寄せられた意見をできるだけ反映させて、今後も内容の濃い誌面づくりに取り組む。

### (2) 県民公開講座

本会独自の県民公開講座を開催し、県民に医療や健康に関する学習の場を設ける。平成 29 年度に開催した第 8 回フォトコンテストは、例年同様、多数の応募があり、「山口県医師会のフォトコンテスト」として完全に定着していると思われる。今年度も県民公開講座並びにフォトコンテストを企画・開催する。

### (3) 報道機関との連携

報道関係者との連携を保ち、医療に対する理解を得られるように懇談会を今年度も引き続き開催し、医療現場の実態や問題点の取材により、県民にアピールしてもらえるよう働きかける。

### (4) 医師会開催行事の報道、取材要請

本会開催の行事のマスコミ報道により、多くの県民に参加を促し、医師会活動に理解を深めてもらうよう引き続き努力するとともに、機会あるごとに県民に日本の医療や山口県の医療の現状を伝えていく。



#### (5) ホームページの充実

医師会活動を伝える手段として欠かせない役割を担っていることからコンテンツをより充実させ、分かりやすく興味ある医療情報を掲載するよう常に更新に努め、毎月発行している医師会報の電子版をホームページ上に掲載し、閲覧できるようにしている。なお、昨年度、新たに県民向けのページを作成することを含めてリニューアルしたが、さらに充実したものとなるよう、引き続き努力していく。

#### (6) FAX 一斉通信「速報・山口県医師会」の活用

インターネットを使えば、瞬時に情報を相手方に伝えることができるが、現実として FAX は切っても切り離せないものであることから状況に応じ、インターネットと一斉 FAX 通信を使い分け、全会員に確実に情報を届ける。

#### (7) 花粉情報システム（県委託事業）

花粉情報委員会では県下 21 か所の測定機関から花粉捕集情報を得ており、正確な花粉情報をマスコミに提供し、県民に迅速に周知されるシステムを構築している。また、測定機関を対象とした講習会を毎年開催しており、花粉測定の精度を上げる努力も続けている。さらに隔年で開催している県民公開講座花粉対策セミナーを今年度は開催する予定としており、引き続き県民に役立つものとしたい。

#### (8) ORCA プロジェクトの推進

日本医師会の ORCA プロジェクトの中核である日医標準レセプトソフト（以下、「日レセ」）は、約 16,800 医療機関（施設）が導入・運用しており、引き続き、医療機関の業務円滑化の手助けとなるよう日レセ導入の相談業務を行うとともに各種 ORCA 連携電子カルテについても紹介をしていく。

#### (9) IT ネットワークの強化

電子メールやメーリングリスト、ホームページなどのネットワークシステムを充実させ、会員や郡市、県医師会事務局の IT 化を推し進める。また、

セキュリティについてもホームページを含め堅牢なものとするようしていく必要がある。

## 6 医事法制

林専務理事 中村理事  
清水理事

医療紛争の解決には、多額な費用と莫大な時間を費やすだけでなく、患者側（遺族）も医療者側も精神的な負担は大きい。医療提供者としては、トラブルを減らす努力をしているところだが、患者側としては、医療行為はよい結果をもたらすものであるという意識が高く、その認識の違いが火種となっている事案も多い。医療行為は患者との信頼関係の上に成り立つものであり、医療機関が患者に対して細心の注意を払い、十分な説明を行い、医療水準に応じた合理的判断に基づく医療を提供できる体制を整えることが、医療紛争を未然に防止する最善の方策と考える。

そのためにも医療事故が起こった際には、紛争拡大の防止及び早期解決を図るために、医事案件調査専門委員会、顧問弁護士、郡市医師会、そして会員が一体となり対応する。同時に、医療安全研修や生涯教育を通じて医学の現状把握・研修に努めるためにも、会内関係事業とも連携して、質の良い医療を提供する団体として精進する。

日本医師会医師賠償責任保険は昭和 48 年に発足、45 年目を迎えた。昭和 48 年 7 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までに日医に付託された事案は合計 13,208 件に上る。年度別に紛争処理付託受理件数をみると、平成 17 年度ごろにピークを迎えているが、その後は減少傾向にある。本会としても日医と連携して紛争の早期解決に向けて対応していく。

医療事故調査制度に伴う県内の調査支援体制（解剖及び Ai）については、各施設と連携を継続して体制整備に努める。また、県内の支援団体（12 団体）の中核として、「山口県医療事故調査支援団体連絡協議会」を主催し、各団体との連携強化を図り、発生する事案に対して速やかに対応するとともに当該医療機関等の院内調査の支援にあたる。また、国の医療事故調査・支援センター（日本医療安全調査機構）と緊密な連携を図り、事案

の調査については、会員を含めた医療機関関係者及び国民の期待に応えられるよう対応する。

### 医療紛争関係

#### (1) 医療事故防止対策

- ① 郡市医師会における医療事故防止事業に対する協力
- ② 新規開業医、新医師臨床研修医に対する医療事故防止研修会の開催
- ③ 総合病院の勤務医、看護師、事務職員、その他の医療従事者を対象とした医療紛争防止研修会の開催
- ④ 冊子『医療事故を起こさないために（第 4 版）』の作成（改訂）及び周知徹底
  - ア 近年の医療関係訴訟の動向
  - イ 事故発生時の対応（患者対応と事後処理）
  - ウ 医師会への報告と手続き、その他医療提供者として心得ておくこと等

#### (2) 紛争処理対策

- ① 日医 A 会員加入と特約保険契約の推進
- ② 日医医賠償保険免責部分補償の医賠償保険契約の促進
- ③ 施設賠償保険契約の促進
- ④ 医事案件調査専門委員会と郡市医師会との連携
- ⑤ 日本医師会との緊密な連携

#### (3) 医療安全

##### ① 医療事故調査制度の対応

再発防止を目的とする医療事故調査制度（医療法第 6 条）に伴う「医療事故調査等支援団体」（厚生労働大臣告示）として、併せて告示された他の団体とも連携を強化し、会員を含めた医療関係者及び国民の期待に応えられるよう任務遂行にあたっていく。

また、死亡事案に限定された医療事故調査制度とは別に、会員からの要望に対応するため、非死亡事案に対しての医療事故調査も実施できるよう体制を整える。

具体的には以下の協議会等の開催及び対応を行う。

- ア 都道府県医師会医療事故調査担当理事協

### 議会

- イ 医療事故調査等支援団体事務連絡協議会
- ウ 医療事故調査委員合同打合せ会
- エ 郡市医師会医療事故調査担当理事協議会
- オ Ai 研究会

#### ② 日医医療安全推進者養成講座受講推進

本会担当理事の受講とともに、郡市医師会の担当役員、各医療機関の医師・従業員の受講を勧奨する。

#### ③ 医療メディエーターの育成に関する研究

各医療機関の医療メディエーター育成のため、研修会を開催する。

#### (4) 診療情報の提供

患者からの種々な内容の相談・苦情が増加していることから、県医師会の相談窓口の担当者のより一層のレベルアップを図り、郡市医師会の窓口業務との連携をさらに密にする。県が設立した苦情相談窓口との相互連携を図る。

また、医療機関で暴力をふるう常習患者、医療費の未払い常習患者等の情報収集を行い、事例研究のうえ、今後の医療現場での対応方法を協議していく。

#### (5) 個人情報保護対策

厚生労働省がまとめた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び日本医師会が作成した、冊子「医療機関における個人情報の保護」等を会員に周知徹底し、医療機関における個人情報の保護が適正に行われるようにする。

#### (6) 薬事対策

##### ① 麻薬対策等

麻薬の適正使用、保管・管理、記帳、諸届、毒劇物の保管・管理の周知を図る。特に医薬品の患者投与にかかわる医師・医療従事者への啓発、周知を図る。

##### ② 医薬品臨床治験

医薬品の治験は臨床試験実施基準に基づいて行われる。対象疾患によっては、診療所の治験参加も容易となっており、問題を生じれば臨床

治験対策委員会で円滑に行われるようにする。

## 7 勤務医・女性医師

加藤常任理事 今村常任理事  
中村理事 白澤理事  
前川理事

### 勤務医

安心で安全な医療を目指し、これを提供することは本会のみならず、すべての医師に共通する使命である。最近の勤務医を取り巻く厳しい環境は、医師個人の強い使命感や、医療現場の献身的な努力ではもはや解決できなくなっている。

平成 16 年から始まった新医師臨床研修制度により、地域や診療科による医師の偏在が進行し、医師不足、過重労働の問題が顕在化するとともに、理不尽な医療訴訟が重圧となり、地域医療は崩壊しかけている。また、超高齢社会が進む中、持続可能な社会保障制度の確立に向けて将来にわたり必要な医療・介護を安心して充分に受けられるための適切な財源確保や、医療に対する消費税問題など、医療制度の根幹に関わる大きな問題や課題も生じている。

今後の医療需要の増大・多様化に対応するためには、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え、地域の主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築等が求められている。本県においても医師不足による医療崩壊を食い止め、地域医療を確保し、県民が安心できる医療体制を構築することは、喫緊の課題である。とりわけ勤務医は地域医療連携、救急医療、卒後臨床研修などで重要な役割を果たしており、その活動は医師会において地域医療再生として大いに期待される。このため、勤務医対策として勤務医の就労環境改善への取組みや勤務医の医師会活動への参画促進を図ってきた。

平成 30 年度においても、引き続きこれらの事業を実施する。病院勤務医懇談会等によるニーズの把握と対応に努めるとともに、関係機関との連携を緊密にし、医師会活動への一層の理解と勤務医の医師会加入の促進を図っていく。また、医師事務作業補助者については、医師の過重労働の軽減に資することから、今後とも研修等事業の側面

的な支援をしていく。

また、平成 30 年度から導入される新たな専門医制度については、今後、地域の医師不足や地域偏在が生じないように行政、大学等と連携して山口県専門医制度協議会等で協議をするなど、医師が地域医療に従事しながら、専門医資格が取得できるような環境整備を促進していく。

さらに、中長期対策として、勤務医の情報収集や連携、事業実施のための医局長連携によるネットワークの構築、地域に出向いての「なんでもトーク」情報交換会の開催に取り組むなど、勤務医対策の強化に積極的に取り組んでいく。

特に今年度は、地域の実情や課題を把握している郡市医師会の勤務医理事との連携を強化するために、勤務医部会企画委員会との懇談会を開催する。

また、昨年に続き医学生自らが興味ある診療科の実態を早い時期に体験することにより、県内で医師として働くことの意義や魅力を知ってもらう医学生への啓発事業を実施することとする。

また、平成 16 年に新医師臨床研修制度が開始されさまざまな問題が生じている中、本県における平成 29 年度の臨床研修マッチング結果は昨年比 4 名増の 89 名と過去最高の水準であったが、依然として県全体での定員残は 32 名と多く、県内外から一人でも多くの臨床研修医を受け入れ、また、臨床研修修了後も県内の医療機関で働き続ける環境を整える必要がある。

平成 22 年 4 月より、山口大学、県内の基幹型臨床研修病院、山口県及び山口県医師会で組織された山口県医師臨床研修推進センターにおいて、臨床研修の円滑な推進及び研修医の県内定着に関する事業を行っており、今年度も引き続き臨床研修病院合同説明会への参加、臨床研修医交流会の開催、指導医・後期研修医等国内外研修助成事業等を実施する。

こうした観点から平成 30 年度は、次の事業を実施する。

### 勤務医対策

- (1) 勤務医部会総会、理事会、企画委員会の開催
- (2) 郡市医師会勤務医理事との懇談会の開催(新規)



- (3) 勤務医への医師会活動の周知及び加入促進
- (4) 病院勤務医懇談会の開催（県内 2 か所）
- (5) 市民公開講座等の開催（県内 2 か所）
- (6) 県医師会生涯研修セミナー（勤務医部会シンポジウム）の開催
- (7) 医師事務作業補助者の講演及び研修の開催
- (8) 勤務医のネットワーク構築（医局長連携として「なんでもトーク」情報交換会の実施）
- (9) 医学生への啓発事業（医学生のための短期見学研修事業の実施）
- (10) 平成 30 年度全国医師会勤務医部会連絡協議会への参加
- (11) 都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会への参加
- (12) 勤務医ニュースの発行（年 2 回）

#### 臨床研修対策

- (1) 山口県医師臨床研修推進センター運営会議の開催
- (2) 臨床研修病院合同説明会への参加
- (3) 臨床研修医交流会の開催
- (4) 指導医・後期研修医等国内外研修助成事業の実施
- (5) 国内外からの指導医招へい事業の実施
- (6) 病院現地見学会助成事業の実施
- (7) 臨床研修医歓迎会の開催

#### 女性医師

平成 12 年以降、医師国家試験合格者に占める女性は 3 割を超え急速に若い女性医師は増加しているが、女性医師の就業率は妊娠・出産・育児により、いわゆる M 字カーブを形成している。

今後さらに女性医師の増加が見込まれる中、女性医師がプロ意識を持って継続的に社会に貢献しかつ活躍するためには、未だ不十分である育児支援をはじめとした“働き方の多様性”に配慮したサポートを充実させるとともに、女性医師の積極的な医師会活動への参加を促進し指導的地位に女性が占める割合の向上が重要である。

この実現に向けて、勤務医部会との連携を強化するとともに、各都市医師会における男女共同参画に向けた事業の実施を積極的に支援するため

に、昨年度から新たに費用の助成を開始しており今年度も継続する。

また、平成 29 年度の山口大学に在籍する女子医学生は 36.1% を占めており、医学生早期からの意識醸成は高い効果が期待できることから、引き続き医学教育との連携に努め、女子学生に限らず男子学生にも講義や交流会の機会を捉えて積極的に活動を伝えていく。

男女共同参画部会では 6 つの WG（育児（子育て）支援、勤務医環境問題、女子医学生キャリア・デザイン支援、地域連携、広報、介護支援）での活動を継続して実施する。

- (1) 男女共同参画推進事業助成金
- (2) 医学生と医師との交流会、医学生への講義
- (3) 県内医療機関の女性勤務医ネットワークの構築
- (4) 女子医学生インターンシップの実施
- (5) 男女共同参画・女性医師部会地域連携会議の開催
- (6) HP 等を通じた情報発信
- (7) 介護に関する制度変更時の情報提供

## 8 医業

沖中常任理事 船津理事  
前川理事

県民に良質な医療を提供するためには、健全な医療経営は欠かせないものである。当事業はそのための基礎となる部分でもある。税制分野に関しては、2019 年 10 月に予定される消費税率 10% への引き上げを踏まえ、医業経営に悪影響がないように対応しながら、よい医療を提供できるようにしていく。

医師会立看護職員養成所とそれを取り巻く諸問題は、医療提供体制に影響を与えるものになりかねない。各養成所と連携して、運営支援を行っていく。

労務分野において、医療法の一部改正により構築された勤務環境改善にかかるワンストップの相談体制と、それをもとに平成 27 年 9 月に山口県において設置された山口県医療勤務環境改善支援センターと情報共有等の連携を行っていくことは

重要である。

医療廃棄物分野に関しては、排出事業者責任を負う医療機関はその責任を常に認識して適正に処理しなければならず、引き続き、国や県行政、関係機関と連携しながら対応していく。

### 医業経営対策

平成 30 年度の税制改正大綱が昨年末に決定され、日本医師会が求めていた税制改正要望においては、「事業税の非課税措置・軽減措置」及び「四段階制」が従前どおり存続となった。「消費税問題」に関しては、「消費税率が 10%に引き上げられるまでに」の文言が削除され、「平成 31 年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る」と改められ、この問題の決着が図られることが明確に示された。引き続き、各方面の情報収集に努め、会員の医業経営にかかわる情報を提供していく。

- (1) 税制対策
- (2) 医業継承問題の検討
- (3) 郡市税制担当理事協議会の開催

### 医療従事者確保対策

県下には、医師会立看護職員養成所が 8 校あり、厳しい状況の中、各校の努力により、将来を担う看護職員を輩出しているところである。各校が抱える問題点は応募者数の減少、休学・退学者の増加、補助金確保、専任教員確保、講師・実習施設確保であり、実際の医療現場においては、県内の看護職員は決して充実しているとは言えないところである。もし、看護職員の養成が不十分になった場合は、県内の看護職員不足にますます拍車をかけることとなる。

そのため、本会としては引き続き安定した運営のための各種支援を行っていくことのほか、新規項目として、学校を所管する医師会長や校長、事務長等が参加する「学校課題対策検討会（仮称）」を設置し、より具体的な対策を検討することとする。

また、県民の健康と医療を守るためにも、医師会立看護職員養成所は欠かすことができないもの

であるため、より一層の理解を得るべく、県行政や関係機関に、引き続き働きかけを行う。さらに、学校運営の郡市医師会だけでなく、県下すべての郡市医師会とも課題を共有していく。

- (1) 郡市医師会看護学院（校）担当理事・教務主任合同協議会の開催
- (2) 看護職員養成施設への助成
- (3) 県下看護学院（校）対抗バレーボール大会の主催（当番：宇部看護専門学校）
- (4) 看護学院（校）に関する基本調査の実施
- (5) 医師会立看護職員養成所問題への対策
- (6) 中四九地区医師会看護学校協議会への出席（開催地：島原市）
- (7) 都道府県医師会看護問題担当理事連絡協議会への出席
- (8) 山口県実習指導者養成講習会受講者への助成
- (9) 日本准看護師連絡協議会への賛助会員としての加入
- (10) 医師会立看護職員養成所 PR のための広報
- (11) オープンキャンパス開催時の助成（志願者を増やすための支援）
- (12) 准看護師を対象としたスキルアップ研修会の開催時の助成
- (13) 学校課題対策検討会（仮称）の設置

### 労務対策

医療に携わる人たちの労務管理は医業経営の基本である。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働安全衛生法など関係法令により、医療機関においても労務管理の重要性が認識されなければならない。関係機関と連携・協議しながら対応していく。

県が設置した山口県医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関における経営管理面と労務管理面において一体的な支援を行っている。必要に応じ、当センターと情報提供等、連携して各医療機関の職場環境整備に努めていく。

働き方改革については、平成 29 年 3 月に実行計画が閣議決定され、今後は医療界とともに検討が進められる動きとなっている。本会としても、国や日本医師会からの情報を受け、この動きを注

視しておくこととする。

労務に関しては、労働局等の関係当局からの情報を受け、会員に周知徹底をはかる。

- (1) 郡市医師会労務担当理事協議会の開催
- (2) 育児・介護休業法に基づく制度の普及
- (3) 労働安全衛生法等に基づく医療従事者の労働安全衛生の確保
- (4) 過重労働に対する検討・対策
- (5) 労務に関する関係団体との検討会の開催
- (6) 医療従事者の勤務環境改善等に関する取組み

### 医療廃棄物対策

引き続き、排出事業者としての信頼を失わないように、各医療機関に対して医療廃棄物の適正処理及びマニフェスト管理の徹底をはかり、各医療機関が適正に管理できるように、県行政や関係機関と連携しながら有用な情報提供及び助言等を行っていく。

国がすすめる医療機関等で退蔵されている水銀血圧計等の回収事業については、回収拠点となる郡市医師会や会員からの希望等を踏まえて対応を考えたい。

- (1) 電子マニフェストの普及促進
- (2) 産業廃棄物処理施設における作業環境管理研修会
- (3) 医療廃棄物処理に関する相談業務の促進
- (4) 退蔵されている水銀血圧計等の回収事業の検討

## II その他事業

### 1 収益

実施事業を財政的に支えるために、次の事業を実施する。

#### (1) 保険料収納代行業務

主に会員を対象として生命保険及び損害保険の保険料の集金業務を保険会社等に代わって行うことにより、生命保険会社等から集金代行手数料を得る。

#### (2) 労働保険事務組合業務

小規模の事業主である会員から委託を受けて、労働保険料の申告、納付各種届け出等の業務を山口労働局長の認可を受けて行う。

## III 法人事業

### 1 組織

林専務理事 香田理事  
白澤理事

山口県医師会は、県民の健康と医療を守るという決意を持って、「県民と共に歩む専門職能集団としての医師会」を目指し、県民の視点に立った多角的な事業を展開し、真に県民に求められる医療提供体制の実現に向けて、これからも県民とともに最大限の努力をしていかなければならない。そのためには組織強化・活性化が急務であり、会員一人ひとりが専門職能人としての矜持を持って積極的に医師会活動に参画・貢献できる組織、スピード感と透明性を図りつつ、常に向上心を持った組織を目指していく覚悟である。

#### (1) 表彰

表彰規程に基づいて実施する。

#### (2) 新入会員の研修

新規入会第 1 号会員に対し、県医師会の事業概要、保険診療等をはじめ「医の倫理綱領」の遵守、医療事故防止対策等に関する研修を実施し、地域医療における医師会活動への理解を深めるとともに、医師会活動への参加や協力依頼を行う。

#### (3) 調査研究

- ① 定款、諸規程、会費等の諸施策について定款等検討委員会等に諮問する。
- ② 緊急課題にはプロジェクトチーム等を設置し、対応策の検討を行う。
- ③ 諸規程集の改訂版を発行する。

#### (4) 新公益法人制度対策

新公益法人制度に基づき、円滑な法人運営に取り組む。



#### (5) 母体保護法指定医師関係

山口県産婦人科医会と緊密な連携のもと、母体保護法の理念に則り、適切に指定・更新及び研修等を実施する。

#### (6) 郡市医師会との連携

郡市医師会との意見交換の機会を作り一層の連携強化に努める。会員からの意見・要望、提言を把握し、諸施策に反映させる。

#### (7) ドクターバンクの運営（医師等の求人・求職対策）

医師確保のために設置しているドクターバンクを運営する。

#### (8) 医師会への入会促進

研修医及び勤務医をはじめとする会員増に努める。また、医師会の役割や活動について理解を深めていただくため、臨床実習前の山口大学医学部 4 年生を対象にした講義を行うなど、若い医師等への入会促進を積極的に図り、地域医療への貢献・医師会活動への参画を推進する。

#### (9) 医療関係諸団体との連携強化

地域医療を円滑に運営していくために、多職種・諸団体と友好的な関係を保つことが重要である。新年互礼会や三師会・看護協会・病院団体等との懇談会において情報交換を深め、さらなる団結を図る。

#### (10) 医師会共同利用施設対策

医師会病院、臨床検査センター、医師会介護保険関連施設などの医師会共同利用施設は、地域の健康・医療・福祉を包括した総合拠点として重要な役割を果たしている。しかし、施設の老朽化や民間との競合など、経営面での大きな課題を抱えているところもある。

臨床検査センターでは、精度管理の重要性が問われており、引き続き精度管理の確立にも努める。訪問看護ステーションや在宅介護支援センターなどの介護保険関連施設では、医療と介護の連携推進を図り、経営面での問題点について助言や要望

を行う。

このような状況の中、全国の共同利用施設の情報を収集し、提供するとともに、各施設の情報交換の場を設けるなど改善策の検討を行う。

①都道府県医師会共同利用施設担当理事連絡協議会への参加

②第 21 回中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会への参加（8 月 25 日 広島県）

③平成 30 年度臨床検査精度管理調査報告会への参加

④郡市医師会共同利用施設担当理事協議会（意見交換会）の開催

#### (11) 医政対策

「医政なくして医療なし」の理念の下、より良い医療の確立には団結と積極的な活動が必要である。国民皆保険を死守するためにも、国民に対して、医師会が目指すべき医療制度の姿について日常的に啓発活動を行い理解を深めてもらう。医系議員、地元選出議員を通じて国政、県政へより良き医療政策の提言を行い、医師会員の医業経営の安定と国民医療の健全な発展のために活動していく。

#### (12) 社会貢献活動の推進

県民の医師会活動に対する理解を深めるため、社会貢献活動を推進する。

## 2 管理

医師会運営及び会館管理に関するものを行う。